

建設キャリアアップシステム

＜建設キャリアアップシステムとは？＞

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みです。また、システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手確保を目指します。

＜建設キャリアアップシステムの概要＞



＜建設キャリアアップシステムのメリット＞

技能者の処遇改善

● 経験や技能に応じた処遇の実現

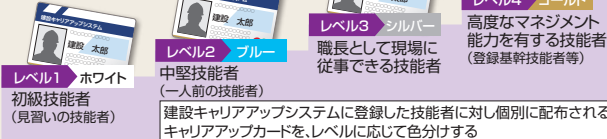
- ・システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、能力評価基準により**技能者の能力評価を実施**（レベルに応じてキャリアアップカードを色分け）
- ・技能者の能力評価と連動した**専門工事企業の施工能力等の見える化**も進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備

技能者の能力評価の対象

- 経験（就業日数）
 - 知識・技能（保有資格）
 - マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）
- 建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能

これらを組み合わせる評価

評価基準に合わせてカードを色分け



● 令和6年12月31日現在の能力評価判定件数

レベル4	56,797
レベル3	27,823
レベル2	28,887
合計	113,507

現場管理の効率化

● 社会保険加入状況等の確認の効率化

- ・現場に入場する技能者ひとりひとりについて、**社会保険の加入状況等の確認が効率化**

事業主名	技能者名	就業日数	社会保険加入
〇〇建設	〇〇男	11	○
〇〇建設	建設太郎	10	○
××工務所	〇〇子	20	○
××工務所	〇〇次郎	20	○

作業員名簿（イメージ）

氏名	職種	生年月日	現住所
建設太郎	型枠工	〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市
建設太郎	型枠工	△年△月△日	△△県△△市
〇〇子	鉄筋工	□年□月□日	□□県□□市
〇〇次郎	足場工	■年■月■日	■県■市

※赤枠部分にシステムに蓄積された情報が反映される

● 建退共関係事務の効率化

- ・従来の証紙貼付方式に加え、**電子申請方式が導入され、工事ごとの就労実績の報告と掛金充当が確実かつ容易に**
- ・電子申請方式は、証紙に代わる**退職金ポイント（電子掛金）を予め事業者が購入し、被共済者の就労日数に応じて退職金ポイントを個々の被共済者の掛金として充当するもの**
- ・CCUSの就業履歴情報を建退共電子申請方式に活用する方法
- 右記①～③の方法で元請事業者に報告された就労実績を被共済者の掛金充当に活用可能

- ①下請個別作業方式：個々の下請事業者がCCUSから就業履歴をダウンロードし、上位事業者に提供していくことにより、各下請事業者の就業履歴を元請事業者に報告する方法
- ②元請一括作業方式：元請事業者が就業履歴を一括してダウンロードする方法
- ③一次下請一括作業方式：各一次事業者が傘下の下請事業者の就業履歴を一括してダウンロードし、元請事業者に報告する方法

建設現場を支えるエキスパート

登録基幹技能者

登録基幹技能者の有資格者、各種情報はホームページに掲載しています。



（一財）建設業振興基金のWEBサイトに登録基幹技能者に関する行政等の新着情報、各職種の紹介、講習実施団体、有資格者を検索できるデータベースを掲載しています。

詳しくは…

登録基幹技能者

検索

発行：登録基幹技能者制度推進協議会 事務局 一般財団法人 建設業振興基金
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル TEL:03-5473-4572

発行日：令和7年3月

業界で躍進する。

現場の要“登録基幹技能者”に期待されること

登録基幹技能者制度

本制度は、平成8年に専門工事業団体による民間資格としてスタートしましたが、平成20年1月に建設業法施行規則が改正され、新たに「登録基幹技能者制度」として位置づけられました。同年4月以降に国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は、登録基幹技能者として認められ、経営事項審査においても評価の対象となりました。

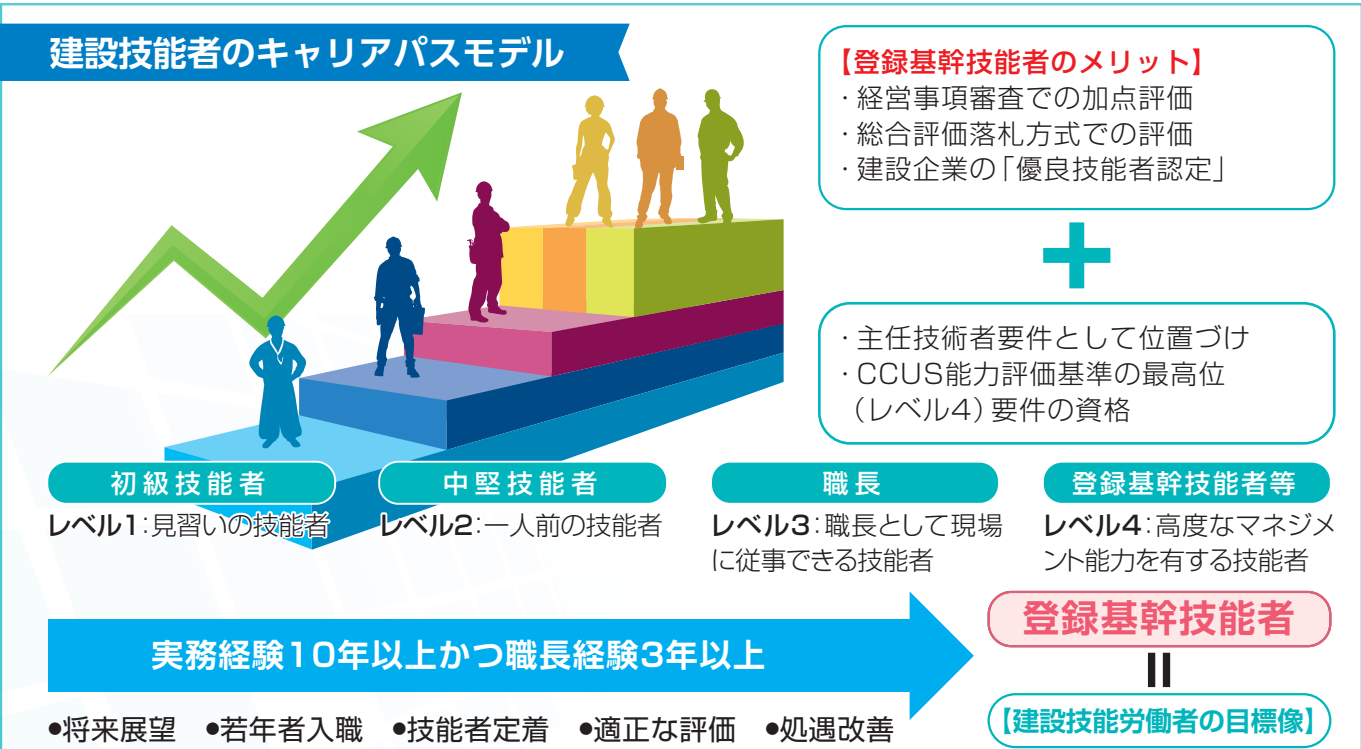
また、登録基幹技能者の配置が「総合評価」の加点対象項目となっており、元請企業の「優良技能者認定制度」における認定要件として、登録基幹技能者が活用されています。加えて、平成30年4月1日より、建設業法第26条の主任技術者の要件の1つとして位置づけられ、また、平成31年4月から本運用を開始した建設キャリアアップシステム（以下CCUS）では、能力評価基準の最高位であるレベル4:ゴールドカード（高度なマネジメント能力を有する技能者）として登録基幹技能者が位置づけられています。建設工事の品質確保や安全管理などが社会的にも大きな関心が寄せられている中、登録基幹技能者への期待はますます高まってきています。

- 登録基幹技能者は、熟達した作業能力、豊富な知識、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を備え、専門工事業団体の資格認定を受けた技能者です。
- 工事の品質・コスト・安全等への貢献とともに、技能労働者の目標像としての活躍が期待されています。
- 登録基幹技能者の活用により、登録基幹技能者の確保・育成に努める優良な専門工事業者の受注機会の拡大、さらにはそれを通じた建設業界の担い手の確保・育成に大きく寄与することが期待されています。

<制度概要>

根拠法令：建設業法施行規則第18条の3（建設現場において基幹的な役割を担う建設技能労働者の講習資格制度）
役割：建設現場での技能労働者のトップ（総括職長）として、安全管理・品質管理等の横断的な調整・指導を実施。
要件：①実務経験10年以上、②職長経験3年以上、③最上級の技能者資格（1級技能士等）の保有等
種類、人数：47職種（61団体）、86,397名（人数は令和6年3月末現在）

※5年毎の更新により能力担保。



※ CCUSにおいては、職種ごとに設定されたレベルの条件を満たした者が所属する企業等の申請に基づきレベル判定が行われます

登録基幹技能者の役割

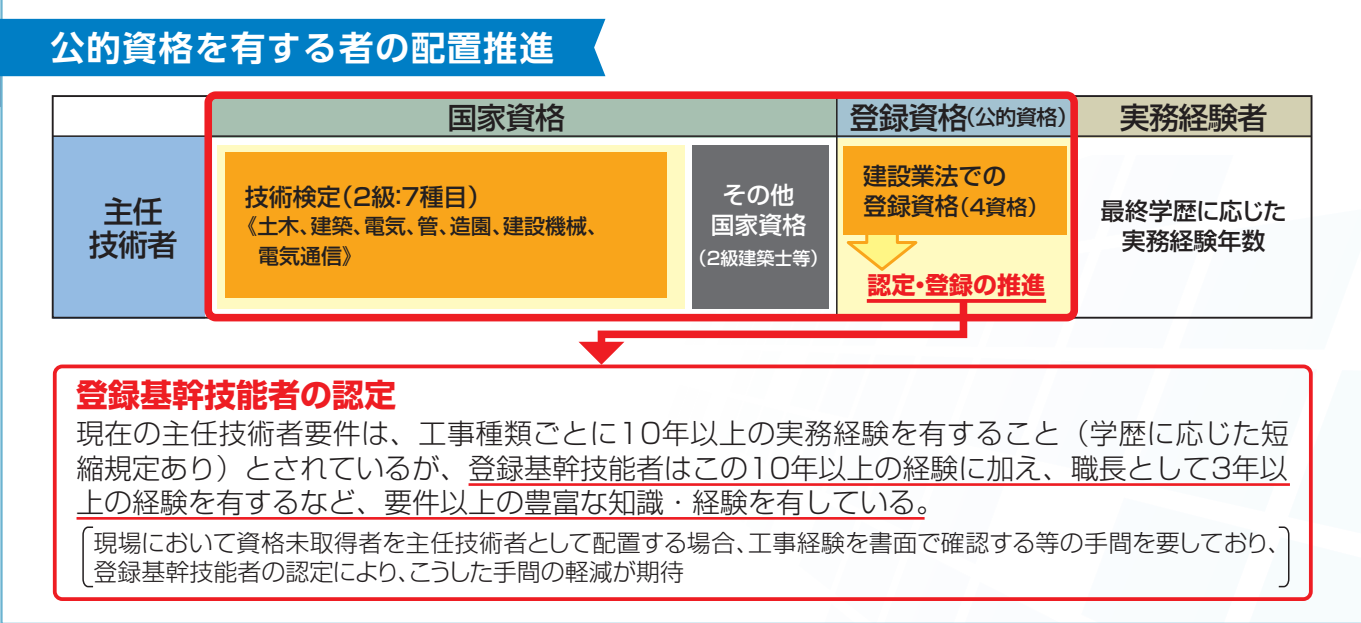
登録基幹技能者の役割は概ね次の業務を内容とし、建設現場における直接の生産活動において中核的な役割を担っています。

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ② 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③ 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整



登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの（※）については、主任技術者の要件を満たすものとして認められました。（建設業法施行規則第7条の3の改正）
※建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年4月1日に施行



登録基幹技能者有資格者数、講習実施団体、受講要件

(各受講資格の詳細は講習実施団体にお問い合わせください。有資格者は5年ごとに更新が義務付けられています。)

登録 番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録基幹技能者講習実施機関	令和6年 3月末 有資格者数	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	受 講 要 件
1	登録 電気工事 基幹技能者(H20.5.13)	(一社)日本電設工業協会03-5413-2165	9,071	電気、電気通信	申請する建設業の種類ごとに実務経験10年以上、職長経験3年以上、第一種電気工事士の資格取得者
2	登録 橋梁 基幹技能者(H20.7.17)	(一社)日本橋梁建設協会03-3507-5233	983	鋼構造物、 とび・土工	実務経験10年以上、内職長経験3年以上 ①～③の全ての資格取得者 ①鋼橋架設等作業主任者技能講習 ②足場の組立等作業主任者技能講習 ③玉掛技能講習
3	登録 造園 基幹技能者(H20.7.17)	(一社)日本造園建設業協会03-5684-0011 (一社)日本造園組合連合会03-3293-7577	2,953	造園	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格取得者 ①1級造園技能士 ②1級造園施工管理技士
4	登録 コンクリート圧送 基幹技能者(H20.7.18)	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会03-3254-0731	970	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格取得者 ①1級コンクリート圧送施工技能士 ②建設マスター
5	登録 防水 基幹技能者(H20.8.19)	(一社)全国防水工事業協会03-5809-1306	2,167	防水	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級防水施工技能士
6	登録 トンネル 基幹技能者(H20.9.1)	(一社)日本トンネル専門工事業協会03-5251-4150	601	土木 ^(※) 、 とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～④のいずれかの資格取得者 ①発破技士免許 ②火薬類取扱保安責任者(甲または乙) ③土木施工管理技士(1級、2級) ④建設マスター
7	登録 建設塗装 基幹技能者(H20.9.1)	(一社)日本塗装工業会03-3770-9901	3,351	塗装	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級建築塗装技能士 または1級鋼橋塗装技能士
8	登録 左官 基幹技能者(H20.9.1)	(一社)日本左官業組合連合会03-3269-0560	2,445	左官	実務経験10年以上、職長経験3年以上、職長・安全衛生責任者教育修了 ①～⑤のいずれかの資格取得者 ①1級左官技能士 ②1級建築施工管理技士 ③2級建築施工管理技士(仕上げ) ④職業訓練指導員(左官職種) ⑤建設マスター
9	登録 機械土工 基幹技能者(H20.9.17)	(一社)日本機械土工協会03-3845-2727	9,919	土木 ^(※) 、 とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～⑤のいずれかの資格取得者 ①優秀施工国土交通大臣顕彰者 ②建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士 ③職業訓練指導員(土木施工、建設機械運転及び整備) ④建設機械整備技能士 ⑤実施機関が定める技能講習
10	登録 海上起重 基幹技能者(H20.9.19)	(一社)日本海上起重技術協会03-5640-2941	1,561	土木 ^(※) 、 しゅんせつ	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①または②のいずれかの資格取得者 ①海上起重作業管理技士 ②建設マスター
11	登録 PC 基幹技能者(H20.9.30)	(一社)プレストレスト・ コンクリート工事業協会03-3260-2545	1,101	土木 ^(※) 、 とび・土工、鉄筋	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得者 ①コンクリート橋架設等作業主任者講習 ②土木施工管理技士(1級、2級) ③建築施工管理技士(1級、2級)
12	登録 鉄筋 基幹技能者(H20.9.30)	(公社)全国鉄筋工事業協会03-5577-5959	5,123	鉄筋	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級鉄筋技能士
13	登録 圧接 基幹技能者(H20.9.30)	全国圧接業協同組合連合会03-5821-3966	541	鉄筋	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①または②のいずれかの資格取得者 ①手動ガス圧接技量資格3種又は4種、②高分子天然ガス圧接技量資格3種又は4種
14	登録 型枠 基幹技能者(H20.9.30)	(一社)日本型枠工事業協会03-6435-6208	6,143	大工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得者 ①1級型枠施工技能士 ②土木施工管理技士(1級、2級) ③建築施工管理技士(1級、2級)
15	登録 配管 基幹技能者(H20.10.16)	(一社)日本空調衛生工事業協会03-3553-6431 (一社)日本配管工事業団体連合会03-6803-2563 全国管工事業協同組合連合会03-5981-8957	4,265	管	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級配管技能士
16	登録 鳶・土工 基幹技能者(H20.12.12)	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会03-6709-0201 (一社)日本鳶工業連合会03-3434-8805	8,298	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験8年以上 ①～③のいずれかの資格取得者 ①1級とび技能士 ②土木施工管理技士(1級、2級) ③建築施工管理技士(1級、2級)
17	登録 切断穿孔 基幹技能者(H20.12.12)	ダイヤモンド工事業協同組合03-3454-6990	604	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上、厚生労働省認定コンクリート等切断穿孔技能審査合格者(「切断」又は「穿孔」のいずれか)

※ 各々の登録基幹技能者が主任技術者となることが出来る業種は「基幹的な役割を担う建設業の種類」に記載しているものである。ただし、土木工事業・建築工事業については、主任技術者の要件として認められない。

登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録基幹技能者講習実施機関		令和6年 3月末 有資格者数	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	受講要件
18	登録 内装仕上工事 基幹技能者(H20.12.26)	(一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	03-3666-4482 03-3239-6551 03-3431-2775	5,323	内装仕上	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①または②のいずれかの資格取得者 ①1級内装仕上げ施工技能士 ②建築施工管理技士(1級、2級)
19	登録 サッシ・カーテンウォール 基幹技能者(H21.2.13)	(一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会	03-6721-5934 03-6459-0730	1,209	建具	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得者 ①1級サッシ施工技能士 ②1級カーテンウォール技能士 ③建設マスター
20	登録 エクステリア 基幹技能者(H21.3.5)	(公社)日本エクステリア建設業協会	03-3865-5671	242	タイル・れんが・ ブロック、 とび・土工、石	実務経験10年以上、職長経験3年以上、職長・安全衛生責任者教育修了 ①～⑨のいずれかの資格取得者 ①1級ブロック建築技能士 ②1級土木施工管理技士 ③1級建築施工管理技士 ④1級造園施工管理技士 ⑤1級造園技能士 ⑥1級石材施工技能士 ⑦1級タイル張り作業技能士 ⑧1級エクステリアプランナー ⑨バルコニー施工技能士
21	登録 建築板金 基幹技能者(H21.3.5)	(一社)日本建築板金協会	03-3453-7698	3,137	板金、屋根	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～⑤の全ての資格取得者 ①1級建築板金技能士(内外装板金作業、ダクト板金作業のいずれか) ②職長・安全衛生責任者教育講習 ③アーク溶接作業特別教育講習 ④玉掛け技能講習 ⑤高所作業車運転技能講習
22	登録 外壁仕上 基幹技能者(H21.4.28)	日本外壁仕上業協同組合連合会	03-6912-2919	433	塗装、左官、防水	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格取得者 ①外壁仕上1級技能者 ②建設マスター
23	登録 ダクト 基幹技能者(H21.4.28)	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会	03-5567-0071	1,846	管	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格取得者 ①1級建築板金技能士(ダクト板金) ②管工事施工管理技士(1級、2級)
24	登録 保温保冷 基幹技能者(H21.11.27)	(一社)日本保温保冷工業協会	03-3865-0785	1,265	熱絶縁	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級熱絶縁施工技能士
25	登録 グラウト 基幹技能者(H21.11.27)	(一社)日本グラウト協会	03-3816-2681	842	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～④のいずれかの資格取得者 ①1級土木施工管理技士 ②2級土木施工管理技士(薬液注入) ③2級土木施工管理技士(土木) ④ジェットグラウト技士
26	登録 冷凍空調 基幹技能者(H22.3.25)	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	03-3435-9411	1,388	管	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級冷凍空気調和機器施工技能士(冷凍空気調和機器施工作業)
27	登録 運動施設 基幹技能者(H22.3.25)	(一社)日本運動施設建設業協会	03-6683-8865	217	土木 ^(※) 、 とび・土工、舗装、 造園	実務経験10年以上、職長経験3年以上、運動施設施工技士
28	登録 基礎工 基幹技能者(H23.12.16)	(一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	03-3612-6611 03-6661-0128	1,706	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～④のいずれかの資格取得者 ①土木施工管理技士(1級、2級) ②建築施工管理技士(1級、2級) ③建築機械施工管理技士(1級、2級) ④基礎施工士
29	登録 タイル張り 基幹技能者(H24.7.26)	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会	03-3260-9023	330	タイル・れんが・ ブロック	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級タイル張り技能士
30	登録 標識・路面標示 基幹技能者(H24.10.29)	(一社)全国道路標識・標示業協会	03-3262-0836	1,878	とび・土工、塗装	実務経験10年以上、職長経験3年以上 【道路標識】①～③のいずれかの資格取得者 【路面標示】②または④のいずれかの資格取得者 ①1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士 ②建設マスター ③次に示す条件を全て満たしていること[イ.玉掛け技能講習 ロ.小型移動式クレーン運転技能講習 ハ.高所作業車運転技能講習] ④路面標示施工技能士
31	登録 消火設備 基幹技能者(H25.7.3)	(一社)消防施設工事協会	03-3288-0352	535	消防施設	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のうちいずれか一つ以上の資格を有する者 ①消防設備士(国家資格)のうち、以下のいずれか一つ以上の資格・甲種第1類・乙種第1類・甲種第2類・乙種第2類・甲種第3類・乙種第3類 ②消防設備点検資格者(第1種) ③『優秀施工者国土交通大臣顕彰』(建設マスター)
32	登録 建築大工 基幹技能者(H26.1.27)	(一社)JBN・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会 (一社)日本ツーバイフォー建築協会 (一社)日本木造住宅産業協会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	03-5540-6678 03-3200-6221 03-3537-0287 03-5157-0831 03-5114-3010 03-3588-8808 03-5280-3121	1,078	大工、建築(※)	実務経験10年以上、職長経験3年以上 職長・安全衛生責任者教育の修了を原則とし、①～⑤のいずれかの資格取得者 ①一級建築大工技能士 ②枠組壁建築技能士 ③1級・2級建築施工管理技士 ④1級・2級・木造建築士 ⑤プレハブ建築マイスター

※ 各々の登録基幹技能者が主任技術者となることが出来る業種は「基幹的な役割を担う建設業の種類」に記載しているものである。ただし、土木工事業・建築工事業については、主任技術者の要件として認められない。

登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録基幹技能者講習実施機関		令和6年 3月末 有資格者数	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	受講要件
33	登録 硝子工事 基幹技能者(H27.1.22)	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	03-6413-6222 03-5649-8577	461	ガラス	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得者 ①1級建築施工管理技士または2級建築施工管理技士(仕上げ) ②優秀施工者国土交通大臣表彰者(建設マスター) ③1級ガラス施工技能士【職業能力開発促進法(昭和44 年法律第64 号)に基づく】
34	登録 ALC 基幹技能者(R1.5.27)	(一社)ALC協会	03-5256-0432	1,057	タイル・れんが・ブロック	実務経験10年以上、職長経験3年以上、エーエルシーパネル施工技能士
35	登録 土工 基幹技能者(R1.8.5)	(一社)日本機械土工協会	03-3845-2727	1,937	土木 ^(※) 、 とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～⑥のいずれかの資格取得者 ①優秀施工国土交通大臣顕彰者 ②青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰者 ③建設機械施工技士 ④職業訓練指導員 ⑤発破技士もしくは火薬類取扱保安責任者 ⑥実施機関が定める技能講習
36	登録 ウレタン断熱 基幹技能者(R3.5.10)	(一社)日本ウレタン断熱協会	03-3667-1075	135	熱絶縁	実務経験10年以上、職長経験3年以上 1級熱絶縁施工技能士(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)
37	登録 発破・破碎 基幹技能者(R3.5.10)	(一社)日本発破・破碎協会	03-5644-8750	107	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 (1)から1種類、及び(2)の①～④から2種類又は⑥の資格取得者 (1)①優秀施工国土交通大臣顕彰者及び旧建設大臣顕彰者 ②1・2級建設機械施工管理技士 ③1・2級土木施工管理技士 ④職業訓練指導員 ⑤発破技士もしくは火薬類取扱保安責任者 (2)①地山の掘削作業主任者講習 ②土止め支保工作業主任者講習 ③車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 ④車両系建設機械(解体用) ⑤地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
38	登録 建築測量 基幹技能者(R3.10.6)	(一社)全国建築測量協会	03-6416-0845	35	大工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得 ①測量士 ②1級建築施工管理技士 ③1級建築測量技能者
39	登録 解体 基幹技能者(R4.2.14)	(公社)全国解体工事業団体連合会	03-3555-2196	548	解体	実務経験10年以上、職長経験3年以上 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)の①～④のいずれかの一つ要件を満たす者 (1)建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)に基づく解体工事施工技士(解体工事業の技術者要件)の資格を有する者 (2)①登録解体工事講習修了者のうち、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士(総合技術監理部門)又は技術士(建設部門)②特定建築物石綿含有建材調査者、③建築物石綿含有建材調査者、④次の技能講習から3資格以上、並びに特別教育・その他安全講習から2資格以上を取得している者 ＜技能講習＞ ◇以下の9資格のうち3つ以上(●印は必須) ●コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 ・足場の組立等作業主任者 ・建築物の鉄骨の組立て等作業主任者 ・木造建築物の組立て等作業主任者 ・石綿作業主任者 ・酸素欠乏危険作業主任者(第1種) ・ガス溶接技能講習 ・車輛系建設機械(整地・運搬・積込用および掘削用)運転(機体重量3t以上) ・車輛系建設機械(解体)運転(機体重量3t以上) ＜特別教育・その他安全講習＞ ◇以下の12資格のうち2つ以上(●印は必須) ・立木伐採(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つりきり・かかり木) ・高所作業車の運転(作業床の高さ10m未満) ・特定粉じん作業 ・ダイオキシン類対策特別措置法に掲げる廃棄物の焼却施設を有する廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の解体およびこれに伴うばいじんおよび焼却灰を取扱う業務 ・石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業 ・足場の組立て、解体または変更作業(地上または壁固な床における補助作業の業務を除く) ・電気取扱い業務(低圧電気取扱業務) ・墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを着用して行う作業(ロープ高所作業を除く)安全帯使用作業 ●職長教育 ・安全衛生責任者 ・振動工具取扱作業者 ・木造建築物解体工事作業指揮者

※ 各々の登録基幹技能者が主任技術者となることが出来る業種は「基幹的な役割を担う建設業の種類」に記載しているものである。ただし、土木工事業・建築工事業については、主任技術者の要件として認められない。

登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録基幹技能者講習実施機関	令和6年 3月末 有資格者数	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	受講要件
40	登録 圧入工 基幹技能者 (R4.4.19)	(一社) 全国圧入協会 03-5781-9155	296	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 職長・安全衛生責任者教育の修了者かつ①～⑤のいずれかの資格保有者 ① 1級又は2級施工管理技士(土木・建築) ② 1級又は2級建設機械施工管理技士 ③ 圧入施工技士1級又は2級 ④ 『玉掛け技能講習・ガス溶接技能講習・アーク溶接特別教育』の講習をいずれも修了し、かつ、『杭圧入引抜機特別教育・車両系建設機械(整地)技能講習・車両系建設機械(基礎)技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習』のうち2つ以上の講習または教育を修了した者 ⑤ 『杭圧入引抜機特別教育・車両系建設機械(基礎)技能講習』をいずれも修了し、かつ、『移動式クレーン運転士・クレーン運転士』のうち1つ以上の免許を取得した者
41	登録 送電線工事 基幹技能者 (R4.7.26)	(一社) 送電線建設技術研究会 03-3253-6200	92	電気 とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 (1)～(3)の条件のいずれか一つを満たす者 (1)電気工事又は土木施工管理技士(2級以上)資格を有する者 (2)安全優良職長厚生労働大臣顕彰を有する者 (3)次の①と②に掲げる条件の双方を満たす資格を有する者 ①以下の4資格を全て有する者 ・特別高圧電気取扱者特別教育 玉掛け技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習 送電線作業用フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ②以下の3資格のうち、いずれか1資格を有する者 ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 足場の組立て等作業主任者技能講習 ・建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
42	登録 さく井 基幹技能者 (R4.7.26)	(一社) 全国さく井協会 03-3551-7524	91	さく井	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格保有者 ①1級パーカッション式さく井工事作業技能士 ②1級ロータリー式さく井工事作業技能士
43	登録 あと施工アンカー 基幹技能者 (R5.3.22)	(一社) 日本建設あと施工アンカー協会 03-3851-6358	113	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 (1)～(4)の全ての要件を満たす者 (1)本協会が認定するあと施工アンカー主任技士の資格を有すること。 (2)職長(再教育)・安全衛生責任者教育を修了していること。 (3)足場の組立て等の業務に係る特別教育または足場の組立て等作業主任者技能講習を修了していること。 (4)高所作業車の運転の業務に係る特別教育または高所作業車運転技能講習を修了していること。
44	登録 計装 基幹技能者 (R5.11.1)	(一社) 日本計装工業会 03-5846-9165	0	電気 管 機械器具設置 電気通信	実務経験10年以上、職長経験3年以上 次の(1)から(3)の条件のいずれか一つを満たす者 (1)2級計装士 (2)2級施工管理技士(電気、管又は電気通信) (3)次の①、②及び③に掲げる条件のすべてを満たす資格を有する者 ①以下の3資格のうち、いずれか1資格を有する者 ・第一種電気工事士(試験合格) 1級配管技能士(建築又はプラント) 1級情報配線施工技能士 ②以下の4資格のうち、いずれか3資格以上を有する者 ・高所作業車運転技能講習又は特別教育 足場の組立て等作業主任者又は作業従事者特別教育 ・小型移動式クレーン運転技能講習又は特別教育 電気取扱業務(低圧)特別教育 ③以下の5資格のうち、いずれか3資格以上を有する者 ・玉掛け技能講習又は特別教育 研削といしの取替え業務の特別教育 酸素欠乏危険作業主任者(第1種又は第2種)又は特別教育 ・ガス溶接技能講習又はアーク溶接特別教育 特定粉じん作業特別教育

※ 各々の登録基幹技能者が主任技術者となることが出来る業種は「基幹的な役割を担う建設業の種類」に記載しているものである。ただし、土木工事業・建築工事業については、主任技術者の要件として認められない。

登録 番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録基幹技能者講習実施機関	令和6年 3月末 有資格者数	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	受講要件
45	登録 土質改良 基幹技能者 (R6.8.8)	(一社) 全国建設発生土リサイクル協会 03-3526-2129	0	土木 とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上、(1)～(3)の条件を満たすこと (1)職長・安全衛生責任者教育 (2)次のいずれかを保有すること。 ①青年優秀施工者不動産・建設産業局長顕彰 ②地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ③地山の掘削作業主任者技能講習および土止め支保工作業主任者技能講習 ④特定化学物質および四アルキル鉛等作業主任者 ⑤特定化学物質等作業主任者 ⑥公害防止管理者一般粉じん (3)次の①②③の区分ごとにいずれかを保有すること。 ①車両系資格について、次のいずれかを保有すること ア)車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能者 イ)型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転特別教育(機体重量3t未満) ②クレーン系資格について、次のいずれかを保有すること ア)小型移動式クレーン運転技能者(つり上げ荷重1t以上5t未満) イ)クレーン運転の特別教育(つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ) ウ)移動式クレーンの特別教育(つり上げ荷重1t未満) ③玉掛け資格について、次のいずれかを保有すること ア)玉掛け技能講習(つり上げ荷重1t以上のクレーン等) イ)玉掛けの業務の特別教育(つり上げ荷重1t未満のクレーン等)
46	登録 都市トンネル 基幹技能者 (R6.8.8)	(公社) 日本推進技術協会 03-5639-9230	0	土木 とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上、イからニのいずれかに該当する者又はホからリのうち3つ以上の資格取得者。 イ. 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)顕彰者(シールド工) ロ. 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)顕彰者(推進工) ハ. 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)顕彰者(シールド工) ニ. 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)顕彰者(推進工) ホ. すい道等の掘削作業主任者 ヘ. すい道等の覆工作業主任者 ト. 推進工事技士 チ. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(第2種) リ. 職長・安全衛生責任者教育
47	登録 潜函 基幹技能者 (R6.8.26)	日本圧気技術協会 03-3353-3634	0	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上、(1)～(2)の条件のいずれかの一つを満たす者 (1)優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)を有する者 (2)次の①と②に掲げる条件のすべてを満たす資格を有する者 ① 以下の4資格を全て有すること ・高圧室内作業主任者(免許) ・酸素欠乏危険作業主任者(技能講習) ・職長・安全衛生責任者教育 ・玉掛作業技能講習 ② 以下の2資格のうち、いずれか1資格を有すること ・発破技士(免許) ・足場の組立て等作業主任者(技能講習)
47職種61団体 合 計			86,397	※ 各々の登録基幹技能者が主任技術者となることが出来る業種は「基幹的な役割を担う建設業の種類」に記載しているものである。ただし、土木工事業・建築工事業については、主任技術者の要件として認められない。	

国・都道府県の公共工事における評価・活用状況

発注者における公共工事での評価・活用状況

登録基幹技能者の公共工事の総合評価における評価・活用について、国土交通省では、平成 17 年度に北海道開発局が最初に導入し、現在ではすべての地方整備局等が導入しています。

また、都道府県・政令指定都市では、平成 19 年度に長崎県が最初に導入し、令和 5 年度では 28 都道府県と 5 政令市が導入しています。さらに、西日本高速道路、都市再生機構、本州四国連絡高速道路が導入しており、総合評価における本制度の評価・活用は着実に進んでいます。

発注者の声



建設現場の**品質確保、安全性向上**などのためには、現場で直接従事する**技能労働者、職長の役割が重要**であるため、登録基幹技能者制度は、**有効な資格の一つ**である。



登録基幹技能者は、熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるための**マネジメント能力に優れた技能者**であるため、**工事目的物の更なる品質向上**等が期待できる。



登録基幹技能者を配置することで**工事の品質の向上に大いに貢献**することが、市民等に広く認知されるのであれば、総合評価方式で技能者を評価することは**技能者のスキルアップ**につながる。



技能労働者の位置づけを総合評価方式の評価対象とすることにより、登録基幹技能者を積極的に育成している企業が元請企業から活用される機会が増え、**優良な専門工事業者の確保、優良な技能者の処遇改善**につながり、ひいては**若年者の入職促進、技能の伝承**につながる。



公共工事の**品質確保**や**インフラの維持管理**のため、中長期的な担い手が求められる中、登録基幹技能者制度は**技能労働者のレベルアップ**につながる。また、登録基幹技能者となった技能労働者が**若手の目標**となり、**担い手の育成**にも寄与する。



県内の登録基幹技能者数が少ないが、**技能者の増加促進及び改正品確法の主旨**を踏まえ、**より一層の技能者の活用促進と処遇改善を図ることが重要**であることから、登録基幹技能者制度を活用している。

活用事例

工事名	工種	評価内容
〇〇住宅（建て替え）新築工事	建築一式工事	登録型枠基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者又は登録内装仕上工事基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 0.3 点加点（最大 3 職種× 0.3 点=最大 0.9 点）
〇〇道路改良工事	土木一式工事	登録機械土工基幹技能者又は登録橋・土工基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 0.1 点加点
〇〇高校特別教室棟機械設備工事	管工事	登録配管基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 0.5 点加点
〇〇トンネル修繕工事（照明設備更新）工事	電気工事	登録電気工事基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 1 点加点
〇〇外壁改修工事	建築一式工事	登録建設塗装基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 1 点加点
〇〇団地耐震補強・改修工事	建築一式工事	登録コンクリート圧送基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 1 点加点
〇〇都市計画街路工事	橋梁上部工事	登録橋梁基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 1 点加点
〇〇庁舎設備改修工事	暖冷房衛生設備工事	登録冷凍空調基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 1 点加点
橋梁新設（上部工）工事	土木一式工事	登録 PC 基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 1 点加点
底質土砂浚渫工事	しゅんせつ工事	登録海上起重基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 1 点加点
〇〇高等学校実習棟新築工事	建築一式工事	登録建築板金基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 2 点加点
〇〇公園拡張整備工事	造園工事	登録造園基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 1 点加点
〇〇支局機械設備工事	暖冷房衛生設備工事	登録配管基幹技能者又は登録ダクト基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 1 点加点
〇〇庁舎改修建築工事	建築一式工事	登録防水基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 1 点加点
〇〇道路舗装修繕工事	アスファルト工事	登録標識・路面標示基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において 2 点加点

国土交通省、都道府県、政令指定都市の総合評価における活用実績等

発注機関		工事件数					評価方法等	
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	評価項目	配点
国土交通省	北海道開発局	459	573	597	460	665	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 ～ 1 点
	東北地方整備局	1,084	1,074	891	839	903	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点
	関東地方整備局	318	315	187	162	154	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点
	北陸地方整備局	217	97	65	58	21	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点
	中部地方整備局	1,046	895	795	765	686	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点
	近畿地方整備局	417	625	395	389	435	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 2 ～ 20 点
	中国地方整備局	539	222	464	391	425	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点
	四国地方整備局	420	455	355	318	324	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 5 点
	九州地方整備局	1,202	1,231	734	645	599	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 ～ 2 点
	沖縄総合事務局	97	99	112	78	非公表	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 0.5 ～ 1 点
合計		5,799	5,586	4,595	4,105	4,212		
都道府県	北海道	218	201	194	201	161	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 0.25 ～ 0.5 点
	青森県	—	—	—	—	0	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 1 点
	岩手県	—	402	453	469	511	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.1 点
	秋田県	179	197	213	282	305	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 0.5 ～ 1 点
	茨城県	631	649	666	481	523	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 1 点
	栃木県	—	16	25	37	33	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 点
	埼玉県	96	72	81	48	50	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 点
	千葉県	—	—	—	—	0	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点
	東京都	—	682	674	616	658	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 2 点
	神奈川県	4	9	4	7	9	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 1 点
	新潟県	34	23	11	29	37	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 点
	富山県	14	11	14	非公表	9	独立項目	登録基幹技能者の配置 5 点
	長野県	37	18	39	47	40	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 0.5 点～ 0.75 点
	静岡県	39	45	68	69	88	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 点（営繕工事は 1 点）
	三重県	1	0	2	8	5	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0 ～ 15 点
	滋賀県	34	28	13	33	31	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 1 点
	京都府	9	3	4	15	12	登録基幹技能者の活用	登録基幹技能者の配置 1 点
	大阪府	22	38	33	11	非公表	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 点
	鳥取県	783	739	756	893	423	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 0.5 ～ 1 点
	島根県	20	11	12	13	23	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 1 点
	広島県	4	14	102	非公表	166	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0 ～ 1 点
	徳島県	21	23	8	9	16	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 2 点
	高知県	0	0	0	0	0	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 0 ～ 5 点
	長崎県	267	277	246	220	228	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.1 ～ 1 点
	熊本県	56	29	16	44	34	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 ～ 1 点
	大分県	45	344	349	314	334	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 0.3 ～ 1 点
	鹿児島県	—	—	—	0	136	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.2 ～ 0.5 点
	沖縄県	119	144	140	131	102	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点
	合計	2,633	3,817	3,942	3,977	3,934		
政令指定都市	札幌市	22	25	27	27	34	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 0.5 ～ 37.5 点
	仙台市	140	176	180	198	209	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 0.5 点
	相模原市	31	35	35	38	42	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 0.5 点
	静岡市	106	127	91	121	非公表	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 1 点
	広島市	—	11	17	13	14	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 点
	合計	299	374	350	397	299		

※登録基幹技能者又は技能士で評価している発注者含む。
※「—」の箇所は評価・活用の対象としていない年度

元請企業における評価・活用状況

（一社）日本建設業連合会では、平成26年4月に発表した「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」こととしています。これを受け各企業では「優良技能者認定制度」を導入して、認定にあたって「登録基幹技能者」ることにより、年収が数十万円増加することが見込まれます。

の一つとして、「建設技能労働者の賃金改善」を掲げており、その中で「優良技能者認定制度」の普及を推進することとしている元請企業が増えてきています。登録基幹技能者として、優良技能者認定制度の認定を受け

会社名	制度の名称	主な認定基準		支給額	展開範囲	開始時期等
浅沼組	浅沼マイスター認定制度	①職長経験5年以上、当社作業所経験3年以上で当社「安全衛生協力会」の推薦がある職長 ②職務に必要な資格を有すること （資格要件）登録基幹技能者、建設マスター受彰者、一級技能士又は同等以上の技能を有する者で職長・安全衛生責任者 ③年齢制限：65歳未満 ④CCUS技能者登録と 所属事業者のCCUS事業者登録済の者 （ただし、2023年度新規登録者及び変更、更新者対象、カードレベルは問わない）	教育の修了者	・登録基幹技能者、建設マスター受彰者： 日額2,000円 ・一級技能士、技能五輪入賞者、技能グランプリ受賞者、又は同等以上の資格者： 日額1,000円	全社展開	2017年4月～
安藤・間	上級職長制度	主要な協力会社の優秀な職長で、職長経験が5年以上の登録基幹技能者と同等の技能を持つ者		日額2,000円	全社展開	2015年5月～
大林組	大林組認定基幹職長（通称：スーパー職長）	スーパー職長 ・マイスタークラス：職長、かつ登録基幹技能者のうち、優秀で自社現場に職長として16年以上従事している者 ・レギュラークラス：職長、かつ登録基幹技能者のうち、優秀で自社現場に職長として7年以上（東京・大阪・名古屋以外の ・ジュニアクラス：職長、かつ職種ごとに定める資格の保有者のうち、優秀で自社現場に職長として3年以上（東京・大阪 事している40才未満の者	地域は3年以上）従事している者 ・名古屋以外の地域は他社現場も含めて3年以上）従	スーパー職長 ・マイスタークラス：日額5,000円 ・レギュラークラス：日額3,000円 ・ジュニアクラス：日額2,500円	全社展開	2011年4月～
鹿島建設	「鹿島マイスター」優秀登録職長手当制度	「鹿島マイスター」 主要な協力会社を中心に、当社の現場で働く技術者と施工のキーマンである職長の中で、登録基幹技能者等の保有資格を	考慮し、特に優秀な者を認定	スーパーマイスター：日額4,000円 マイスター：日額2,000円	全社展開	2015年4月～
共立建設	共立マイスター（優良技能者手当）	職長教育修了者で、かつ登録基幹技能者、1・2級技能士、1・2級施工管理技士のいずれかの資格を保有し、当社に就業社に所属する職長。所属会社の推薦及び就業実績の作業所長と上長（工事部長）のA評価が必須。	実績があり、安全・品質管理体制評価が高い協定会	月5日以上で定額1万円、月10日以上で定額1.5万円、月15日以上で定額2万円	首都圏で展開	2016年4月～
熊谷組	熊谷マイスター制度	登録基幹技能者又は建設マスターかつ自社職長選定基準の1級職長で協定会正会員又はその恒常的再下請業者の職長であ	って建設キャリアアップカード交付済	トップマイスター：日額3,000円 ※マイスターとして前年度に自社作業所に15日以上従事した月が4ヶ月以上あった場合 マイスター：日額2,000円	全社展開	2013年4月～
五洋建設	五洋建設優良職長制度	登録基幹技能者等の保有資格、各種表彰実績、事故・トラブルの有無などにより優秀な者		・日額2,000円 ・加えて年間就労日数が100日を超えたものには、日額1,000円の上乗せ金額を期末に一括して支給 ・CCUS登録者が対象	全社展開	2013年10月～
清水建設	優良技能者手当支給制度	原則、CCUS（レベル4）登録技能者、かつ職長会活動等、作業所運営全般への寄与・貢献が大きい等の理由で、創立記念支店毎の独自の支給基準により選ばれた職長について、「優良技能者」と認定する。	日に優秀職長として社長表彰された職長、および各	・日額2,500円 ・登録基幹技能者、建設マスター登録者、現代の名工表彰者、技能五輪入賞者、技能グランプリ受賞者のいずれかに該当する場合： 日額3,000円 ・支店毎の支給額については各支店の支給基準に基づく	全国展開	2016年10月～ （支給制度改定）
大成建設	大成優良技能者認定制度 〔建築〕一級職長制度 特級職長制度 優秀クレーンオペレーター認定制度 〔土木〕土木優良技能者報奨制度	《建築》 一級職長：職長経験3年以上、所属企業勤務3年以上、自社現場の勤務が年平均50%以上、特定の業務能力等により優秀な 特級職長：一級職長経験2年以上、登録基幹技能者、当社能力評価基準を満たす者。原則、CCUS（レベル4）登録技能者 優秀クレーンオペレーター認定制度：作業所で選出、支店で認定 《土木》 所属企業勤務5年以上、登録基幹技能者もしくは建設工事に係る資格の修了者、職長教育受講済者で、一定の評価と専属率	者。原則、CCUS（レベル3）登録技能者 を満たした者。原則、CCUS登録技能者	建築：一級職長 日額 2,000円 特級職長 日額 4,000円 優秀クレーンオペレーター認定制度：日額 1,000円 土木：日額 2,000円	〔建築〕全社展開 〔土木〕全社展開	〔建築〕 一級職長 1995年4月創設 2014年6月～全国展開 特級職長 2015年11月～ 優秀クレーンオペレーター認定制度 2018年9月～ 〔土木〕2013年1月～
大日本土木	優良技能者認定制度	当社作業所で前1年間に延べ30日以上勤務経験を持った65歳未満の者で、登録基幹技能者、1・2級技能士、1・2級施工管理	技士、職長表彰受賞者等の内、いずれかに該当する者。	日額2,000円	全社展開	2016年4月～
竹中工務店	竹中マイスター制度 【竹中優良職長】	竹中優良職長 ・グランマイスター：シニアマイスターとして65歳を迎えた者のうち協力会社・所長推薦を受けた者。 ・シニアマイスター：マイスターとして3年間、顕著な貢献をした者。 ・マイスター：職長で、登録基幹技能者、1級技能士、竹中職長登録、直近1年の稼働120日以上（一部地域を除く）、評 推薦により優秀な者。 ・ジュニアマイスター：職長で、1級技能士（同等の資格を有する）、竹中職長登録、直近1年の稼働120日以上、評価 薦により優秀な者。	価点が平均点以上、CCUS登録者、協力会社・所長 点が平均点以上、CCUS登録者、協力会社・所長推	竹中優良職長 シニアマイスター：最高日額4,000円 マイスター：最高日額2,500円 ジュニアマイスター：日額1,000円 ※作業所における4週8開所推進の現状をふまえ、支給日数の上限を変更	全社展開	2012年1月～

※（一社）日本建設業連合会「日建連会員企業における優良技能者認定制度（手当等あり）導入状況」（令和5年10月31日現在）を参考に作成し、登録基幹技能者に関する箇所を抜粋し、掲載。

元請企業における評価・活用状況

会社名	制度の名称	主な認定基準	支給額	展開範囲	開始時期等
東亜建設工業	優良職長制度	協力会正会員の職長として安全管理、施工管理がきわめて優秀な職長を認定。 ① 登録基幹技能者 又は相当資格を有し、「職長の能力向上教育」を過去5年以内に受講していること。 ②現場経験10年以上、建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録している者。 ③表彰実績を有し、過去5年以内に休業4日以上の事故・災害を起こしていないこと。	日額2,000円 ※所属会社の社会保険料事業主負担分を加算して支給	全社展開	2016年4月～ 2023年4月～CCUS登録等を認定要件に追加
戸田建設	優良技能者制度	職長会会員、および建設キャリアアップシステム(CCUS)に技能者登録済で、且つ 登録基幹技能者 または同等の技能を有するもの ・職長会会員のうち 登録基幹技能者 =優良技能者(TODA Meister) ・職長会会員のうち 登録基幹技能者 の対象外職種で優秀と認定されたもの=準優良技能者B ・職長会会員のうち 登録基幹技能者 の資格取得が可能な職種で未取得ではあるが、支店職長会並びに支店作業所における職長活動が顕著と認められるもの=準優良技能者C	・優良技能者(TODA Meister):日額3,000円 ・準優良技能者B:日額2,000円 ・準優良技能者C:日額1,000円	全社展開	2010年6月～ 2021年4月～CCUS登録を認定要件に追加
飛鳥建設	とびしまマイスター制度	職長教育修了者で、作業指揮等の能力が高く総合的に優秀な者を認定。 ①「 登録基幹技能者 」、1級・2級技能士、1級・2級土木・建築・造園施工管理技士、1級・2級建設機械施工技士のいずれかの資格を有していること。 ②CCUS(建設キャリアアップシステム)カードを取得していること。	日額1,000円	全国展開	2015年1月～ 2023年4月～CCUS登録を認定要件に追加
ナカノフドー建設	優良職長制度	登録基幹技能者 、職長・安全衛生責任者教育講習修了、上級職長教育講習修了、過去5年以内に自社安全表彰等の受賞等により優秀な者	日額2,000円	全社展開	2013年4月～
西松建設	優良技能者制度 (能力評価制度と連動した認定制度)	当社協力会に所属する技能者および職長のうち、以下の基準を満たすものを認定する。 ①西松マイスター:上級職長のうち、特に他の保班となる者 ②上級職長: 登録基幹技能者 、優良技能者表彰又は自社安全表彰など複数要件を満たす者 ③次世代上級職長:能力評価基準においてレベル3クラス的能力を有する者 ④西松職長候補生:能力評価基準においてレベル2クラス的能力を有する者 ⑤にしまつ基幹技能者:登録基幹技能者制度のない資格で一定の基準を満たす者 ※①～⑤において、建設キャリアアップシステムに技能者登録していること	①西松マイスター:日額3,000円(年額72万円) ②上級職長:日額2,000円(年額48万円) ③次世代上級職長:日額1,000円(年額24万円) ④西松職長候補生:日額500円(年額12万円) ⑤にしまつ基幹技能者:社内講習を受講し、合格した場合②と同様の処遇を受ける。 その他、 登録基幹技能者 資格取得支援制度:1回5万円	全社展開 2011年7月～	2011年7月～ ③④は2020年9月～ 2021年4月～CCUS登録を認定要件に追加
日本国土開発	国土優良職長認定制度	現場経験10年以上、所属会社勤務7年以上かつ65歳未満 弊社の現場で職長として2年以上、又は6現場以上担当し、その間に休業4日以上の業務災害を発生させていない者 弊社安全衛生功績者賞の受賞者 業務の効率化、生産性の向上、後進の育成、指導に熱心 職長教育、職長能力向上教育の受講者 登録基幹技能者 、1級技能士等の資格、又は同等の技能、経験を有する者 建設キャリアアップシステム(CCUS)に技能者登録し、作業所端末機械にタッチする者	・従事日数9日まで(日数による):日額1,000円 ・従事日数10日以上(一律):月額1万円	全社展開	2014年6月～ 2023年3月～CCUS登録・タッチを認定要件に追加
橋本店	橋本マイスター制度	(1) 登録基幹技能者 の資格を有し、特に優秀であると認められた者 (2)職長経験3年以上、かつ当社現場での職長経験1年以上の者 (3)各種表彰実績があり現場でのトラブル・事故の有無などにより優秀な者	日額2,000円	全社展開	2017年6月～
ピーエス三菱	登録PC工事基幹技能者 報奨制度	無事故かつ品質優良なPC土木工事に従事した協和会員(正・準)の 登録PC工事基幹技能者 資格を保有する現場代理人等 (当該工事作業所に従事する12ヶ月以内に事故や品質面で不具合を発生させた代理人等は除く)	月額3万円	全社展開	2010年9月 制度創設 2015年10月 改訂 2023年1月 改訂
三井住友建設	コンストラクション・ マイスター制度	統率能力に秀でた者、現職種経験10年以上、自社現場経験3年以上、職長経験1年以上、 登録基幹技能者 他の資格保有者、 自社安全表彰受賞経歴等のある優秀な者、またこれらと同等の能力を有していると思われる者	日額2,000円 ※2016年度より運用	全社展開	2012年3月～
矢作建設工業	YAHAGIマイスター制度	①当社の協力会社で組織する作友会の職長もしくはその二次協力会社の職長であること。 ②当社の優秀職長表彰で受賞履歴があること。 ③ 登録基幹技能者 の有資格者もしくは同等の技術力・経験を有すること。	日額1,000円	建築のみ展開	2015年4月～
ヤマウラ	ヤマウラ優良職長制度	優良職長:各支店から推薦され技術本部にて審査の後、優良職長登録講習を終了した職長 ・当社現場従事時間 640時間/年 ・職長教育、安全衛生責任者を取得済み ・関係業務の作業主任者を取得済み 中級優良職長:各支店から推薦され技術本部にて承認した優良職長 ・当社現場従事時間 800時間/年 ・該当する 登録基幹技能者 を取得済み 上級優良職長:各支店から推薦され技術本部にて承認した中級優良職長 ・当社現場従事時間 960時間/年 ・該当する一級技能士を取得済み	優良職長:120円/時間 中級優良職長:240円/時間 上級優良職長:360円/時間	全社展開	2016年11月～

※(一社)日本建設業連合会「日建連会員企業における優良技能者認定制度(手当等あり)導入状況」(令和5年10月31日現在)を参考に作成し、登録基幹技能者に関する箇所を抜粋し、掲載。